

犬山市入札者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の購入その他の契約の締結について、犬山市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者）

(2) 破産者

2 入札執行担当者は、入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となったときは、その者に対する指名若しくは入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないものとする。

第3条 入札執行担当者は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときは、その者に対して行った指名若しくはその者の入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札執行担当者は、入札参加者の経営、資産、信用状況の変更により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事情が生じたとき又は契約の相手方として不相当と認められる事情が生じたときは、その者に対して行った指名若しくはその者の入札参加資格を取消し、又は入札に参加させないことができる。

(指名通知)

第5条 入札執行担当者は、指名競争入札の指名を文書（以下「指名競争入札通知書」という。）により通知するものとする。

2 入札参加者は、指名通知を受けてから、指定の期日までに設計書等を受領しなければならない。受領のない場合は入札参加を棄権とみなす。ただし、期日内に受領できない旨の意思表示をしたときはこの限りでない。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、その入札金額(単価による入札にあつては、入札金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札にあつては入札公告において、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 入札参加者は、前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この担保において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8に相当する金額
市長が確実と認める社債	
銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書した手形	券面金額
銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

(入札保証金の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

- 2 入札執行担当者は、入札保証金の納付があつたときには、納付されたことを証明する書類を当該納入者に交付する。
- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、入札公告又は指名競争入札通知書において単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、入札書に入札金額その他必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指示した日時及び場所において入札執行担当者の指示に従い入札しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして、入札を行わせることができる。この場合において、入札参加者は、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、使者として入札書を持参したのみの場合はこの限りでない。

3 郵送による入札は原則認めない。ただし、入札公告又は指名競争入札通知書にて、郵送をもって入札に参加できる旨を指定してある場合については、指定の期日までに書留郵便により入札書を提出することができる。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を発注担当課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札参加者は、既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第14条 開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札参加者を立ち合わせて行う。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

(入札の中止)

第15条 入札執行担当者は、開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる時は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若

しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者のした入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 建設工事の入札において、積算内訳書の提出がない入札、入札書のコличествоと積算内訳書の総額の不一致、又は工事名等が明らかに異なる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者)

第17条 入札執行担当者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売却及び貸付等においては、最高の価格)をもって入札した者を落札者とする。

2 入札執行担当者は、前項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負契約に係る入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第18条 入札執行担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 入札執行担当者は、前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(再度入札)

第19条 入札執行担当者は、開札をした場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。ただし、予定価格を事前公表している場合はこの限りでない。

2 前項の規定による再度入札の回数は、2回までとする。

3 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第16条の規定に該当する入札
- (2) 第17条第2項の規定による最低制限価格を下回る入札

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により行う再度入札に係る入札保証金は、初度の入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）の納付をもって当該再度入札に係る入札保証金の納付があったものとみなす。

（入札結果の通知）

第21条 入札執行担当者は、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、直ちに口頭で開札に立ち会った者に伝える。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

（落札の取り消し）

第22条 入札執行担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が指定の期日までに契約の締結をしないとき
- (2) 落札者が不正の入札をしたと認められるとき
- (3) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき

（契約書等の作成）

第23条 入札執行担当者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）を作成しなければならない。

2 落札者は、前項により作成された契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）に記名押印のうえ、設計図書を添えて提出しなければならない。

3 落札者が前項の契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

（入札保証金の還付）

第24条 落札者とならない者の入札保証金は、開札後に還付する。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金を納付した後でなければ還付しない。ただし、契約保証金の納付を免除されたときは、契約締結後に還付する。

3 落札者の入札保証金は、落札者の請求により契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第25条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付したその日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第26条 落札者が入札保証金を納付した場合において、契約を締結しないときは、当該入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（議会の議決に付すべき契約）

第27条 犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、犬山市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、地方公営企業法の適用を受ける事業に係る契約については、この条の規定は、適用しない。

（雑則）

第28条 入札参加者は、この入札者心得に規定するもののほか、地方自治法及び同法施行令その他犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）等で定めのあるものについては、遵守しなけ

ればならない。

(電子入札)

第29条 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)を利用した入札を行う場合の取扱いは、犬山市電子入札実施要綱の規定を優先するものとする。

2 あいち電子調達共同システム(物品等)を利用した入札を行う場合の取扱いは、犬山市物品等電子入札実施要綱の規定を優先するものとする。

昭和55年11月11日 施行

昭和58年 4月 1日 一部改正

平成 9年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正

平成 7年 5月11日 一部改正

平成12年 4月 1日 一部改正